



新制度開始!!

# 小規模工事等契約希望者 登録制度を開始します

市発注の小規模の建設工事について、入札参加資格審査申請していない事業者(法人や個人事業主)にも受注機会を与えるもので、必要書類を提出することにより、受注者決定のための見積り合わせの際に、指名対象となります。

☎検査管財課 ☎内線 1513

**対象工事** 設計価格(税込) 30 万円未満の建設工事

**申請対象者** 市内に本店を有する法人または個人事業主で、入札参加資格審査申請(建設工事)を申請していない方

**必要書類** ①小規模工事等契約希望者登録申請書 ②市税の納税証明書

③希望する業種を履行するために必要な資格、免許などを証明する書類の写し

※①は、市HPからダウンロード、または総務部検査管財課(千代田庁舎)窓口でお受け取りください。

**申請受付期間** 3月1日～3月29日(土日・祝祭日を除く)

**申請方法** 郵送、または持参してください。

**有効期限** 5月1日～平成27年4月30日 ※2年間ごとに更新申請が必要になります。

※本制度は必ずしも指名されることを保障するものではありません。また、既に平成25・26年度入札参加資格審査申請を完了している方につきましては、従来どおり小規模の建設工事についても指名対象となります。

子どもたちを守ろう!!

# 目を向けよう 困っている子がいます ～虐待防止にご協力ください～

児童虐待は、社会全体で解決しなければならない重要な問題であり、本市においても例外ではありません。

本市では、市独自で虐待防止のロゴマークを決定し、缶バッジを作成しました。その缶バッジを「虐待防止」の広報・啓発活動に使用しています。まだ缶バッジの数に余裕があります。活動にご協力いただける方は、ぜひ問い合わせください。

☎子ども福祉課 ☎内線 3573

◎市内児童虐待相談状況



缶バッジに描かれている虐待防止ロゴマークは岩瀬涼果さん(市内)の作品です。市全体で虐待に対する意識を高め、虐待から子どもたちを守りましょう。

	件数の推移	種類別			
		身体的	ネグレクト	性的	心理的
19年度	15	5	3	0	7
20年度	27	4	8	0	15
21年度	0	0	0	0	0
22年度	12	2	2	1	7
23年度	12	3	4	0	5

ご存知でしたか?

# 医療福祉費支給制度(マル福)の 支給対象者を中学3年生まで拡大

健康保険で医療機関などにかかった医療費の一部負担金を助成する医療福祉費支給制度(マル福)。この制度は、医療費の経済的負担の軽減や健康の保持増進を図ることを目的としています。本市では、1月1日から支給対象者を中学3年生まで拡大しました。申請がお済みでない方は、必要書類を持参のうえ申請窓口で手続きしてください。

☎国保年金課 ☎内線 3543

◎制度改正の内容

	平成24年12月31日まで	平成25年1月1日から
対象者	乳児から小学3年生まで (9歳に達する最初の3月31日まで)	乳児から中学3年生まで (15歳に達する最初の3月31日まで)
所得制限	あり	あり
自己負担金	医療機関毎 外来・・・1日600円(月2回まで) 入院・・・1日300円(月3,000円まで) 調剤・・・自己負担なし 【乳児から小学3年生まで】 外来自己負担金助成あり	医療機関毎 外来・・・1日600円(月2回まで) 入院・・・1日300円(月3,000円まで) 調剤・・・自己負担なし 【乳児から小学3年生まで】 外来自己負担金助成あり 【小学4年生から中学3年生まで】 外来自己負担金助成はありません

◎所得制限

扶養親族数	所得制限額	児童の父・母		扶養義務者
		うち老人控除対象配偶者 または扶養親族数		
		1人	2人	
0人	401万円	—	—	1,000万円
1人	431万円	437万円	—	
2人	461万円	467万円	473万円	

◎対象となる医療費

保険医療が適用された医療費が助成の対象です。ただし、健康保険が適用されない健康診断や予防接種、文書料、入院時の食事代などは、助成の対象になりません。

◎申請窓口 国保年金課(千代田公民館講堂)・霞ヶ浦窓口センター・中央出張所

◎必要書類 ①健康保険証の写し(対象者) ②印鑑

③転入の方は、父と母の所得証明または課税(非課税)証明書

※総所得、扶養人数、所得控除が記載されているもの

※対象者の誕生日で判定する所得の年度が違いますので、詳しくは問い合わせください。

